

募集のご案内

令和2年11月

世田谷区立 高齢者借上げ集合住宅入居者の募集 (高齢者2人世帯向け)

募集戸数：2戸

◆この募集と同時に行われている区営住宅(あき室)募集も、該当する方はご応募できます。

申込書
配布期間

令和2年11月4日(水)～12日(木)

申込書
受付期間

令和2年11月4日(水)～17日(火)

入居日

令和3年 3月1日(月)～

申込方法

- ①申込みは郵送のみで、令和2年11月17日(火)までに「世田谷区営住宅等窓口センター」に届いたものが有効です。
- ②申請書の2ヶ所に63円切手を貼ってください。(切手の貼られていないもの、不足しているものは審査結果等の通知をしません。)
- ③定められた封筒に申込用紙を入れ、84円切手を貼り、必ず郵送してください。

ご注意

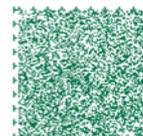
- ①申込みは、1世帯につき1通です。1世帯で重複申込みをしたとき、また同一人の氏名を2通以上の申請書に記載したとき(同居親族欄に記載されているものを含む)は全部の申込みを無効とします。
- ②申込後の同居親族の変更・訂正(出生・死亡の場合を除く)は認められませんので、申請書の記入には十分注意をしてください。婚約者又はパートナーと認めている同性者との申込みの場合は、婚約者又は同性者の氏名等も必ず記入してください。
- ③入居時に同居親族の死亡等により単身となった場合、失格とします。
- ④所得が一定の基準内でなければ、申込みができません。所得を間違えた申込みは失格とします。

《お問い合わせ先》

(指定管理者) 株東急コミュニティー 世田谷区営住宅等窓口センター

〒158-0097 世田谷区用賀4-13-3 ハイマートピア用賀2F 電話 03(6805)6523

(区営・区立住宅等の申請書の受付事務等は、株東急コミュニティー世田谷区営住宅等窓口センターが取り扱います。)



募集する住宅

申請 番号	住 宅 名	部屋 番号	建物構造	建設 年度	間 取 り 専用面積
	所 在 地				
1	玉堤住宅 玉堤2-3-1	203 207	鉄筋コンクリート造 3階建	平成 3	1DK (6畳+DK) 43.2㎡

現 地 案 内 図	標 準 間 取 り 図
<ul style="list-style-type: none"> ● 東急大井町線尾山台駅下車 徒歩15分 ● 東急二子玉川駅より多摩川行きバス 東急都市大南入口下車 徒歩5分 ● 東急大井町線等々力駅よりタマリバーバス 玉堤小南門下車 徒歩1分 	<p>※ここに掲載されているものは標準的なものです。実際と異なる（間取りが反転）場合は、現状を優先させていただきますので、ご了承ください。</p>

入居者負担額 (家賃)

1. 入居者負担額（家賃）は前年の収入に応じて下記の表の金額に減額されます。

入居者の前年の収入額	減額後の負担額	入居者の前年の収入額	減額後の負担額
0 ~ 504,000	12,500円	1,944,001 ~ 2,265,000	46,800円
504,001 ~ 852,000	16,800円	2,265,001 ~ 2,586,000	52,400円
852,001 ~ 1,200,000	21,200円	2,586,001 ~ 2,907,000	58,000円
1,200,001 ~ 1,368,000	26,200円	2,907,001 ~ 3,228,000	63,700円
1,368,001 ~ 1,572,000	31,200円	3,228,001 ~ 3,614,000	69,300円
1,572,001 ~ 1,758,000	36,200円	3,614,001 ~	75,000円
1,758,001 ~ 1,944,000	41,200円		

※上記の表の収入額とは、仕送り・遺族年金及び障害年金等を含め（現在お勤めの方は源泉徴収票等で、年間所得も合算してください。）租税・社会保険料・医療費等控除後の額です。

※生活保護の住宅扶助を受給されている方および「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」による支援給付者は、住宅扶助の額が負担額となります。

2. 入居者として選定された時に、必要な書類（収入証明書等）を添付して、入居者負担額の減額の申請をしていただきます。入居後も毎年1月下旬に、新年度の負担額を決定するため、同様の申請をしていただきます。

3. 入居者負担額等の納入

入居者の方には収入額に応じた入居者負担額の当月分を、毎月月末（月末が休日の場合は金融機関の翌営業日）に口座より引き落とされます。

■ 申込資格 1～6のすべてにあてはまる方

1. 申込者本人が65歳以上（昭和30年11月13日以前の生まれ）で現に同居し、または同居しようとする60歳以上（昭和35年11月13日以前の生まれ）の親族（事実上の婚姻関係にある者を含む）がいること。
2. 申込者が平成29年11月13日以前から申込日まで、世田谷区内に引き続き3年以上居住しており、そのことが住民票等で証明できること。（外国人については在留資格が確認できること）
3. 令和元年中の世帯収入が400万円以下（同居親族の収入も合算します。）
※収入額とは、租税・社会保険料・医療費等の控除後の額で、仕送り・遺族年金・障害年金及び給与等を含みます。
4. 現に住宅に困っていること。（①～⑥のいずれかにあてはまる方）
 - ① 災害により住宅を失った。
 - ② 住宅からの立ち退きを求められている。（家賃滞納など居住者の責に帰する理由を除く）
 - ③ 住宅の家賃が高額である。
 - ④ 住宅が老朽化している。
 - ⑤ 住宅の設備が危険なものである。
 - ⑥ 住宅の周辺環境が著しく劣悪である。※ 自家所有者（同居親族に自家所有者がいる場合も含む）は、原則として申込みできません。
5. 申込者または同居親族が暴力団員でないこと。
ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警察庁へ照会する場合があります。
6. 独立した日常生活（歩行、食事、着脱衣、入浴、排せつ）が可能で、かつ自炊できる程度に自立した生活（身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする方は、その心身の状況に応じた介護を受けられること）ができること。

高齢者2人世帯向け住宅の申し込み後、入居手続き日までに同居親族の死亡等により単身となった場合は、入居できません。
また、申込後の同居親族変更はできません。

区立高齢者借上げ集合住宅から暴力団員を排除します!!

世田谷区は警視庁と連携して、区立高齢者借上げ集合住宅からの暴力団員排除に取り組むこととしました。具体的な取り組みは以下のとおりです。

- 新規申込：申込者又は同居親族が暴力団員である場合は、入居を認めない。
- 同居許可：同居しようとする者が暴力団員である場合は承認しない。
- 使用承継：使用承継を受けようとする者が暴力団員である場合は承認しない。
- 明渡請求：名義人、同居者のいずれかが暴力団員であることが判明したときは、明渡請求を行う。

なお、暴力団員であるか否かの確認のため、入居後も必要に応じて警視庁に照会する場合があります。

シルバーピア(高齢者集合住宅)とは

シルバーピアとは、高齢者の方が住み慣れた地域の中で、安心して生活できるように設計された高齢者集合住宅です。

- ① この住宅には、手すりや緊急通報システム装置などの高齢者に配慮した設備を設けるとともに、談話室などの入居者の利便施設も併設されています。
- ② 世田谷区が委託した社会福祉法人等の職員が生活協力員として入居者の安否の確認や緊急時の対応、日常生活の相談、関係機関への連絡、情報提供などを行います。一部の住宅は生活協力員が同じ住棟内に居住しています。ただし、生活協力員は入居者の日常的な介護は行いません。
- ③ 高齢者2人世帯向け住宅に入居後、使用者または同居者の死亡等により単身になった場合、住宅を明け渡していただきます。この場合、他の単身向け住宅（シルバーピア）をあっせんいたします。

■入居にあたっての了解事項

- 1, 犬や猫等の動物は飼育することはできません。
- 2, 石油ストーブ、ガスストーブは火災予防、結露、酸欠防止のため使用できません。
- 3, 住宅の敷地には、原則としてバイクの置き場はありません。
- 4, 消防署の指導により、パイプスペースに物を置くことはできません。
- 5, 消防法等による法定点検、維持管理上及び緊急時に、住戸内に立ち入る場合がありますので、ご了承ください。
- 6, **住宅にかかる損害保険等は、入居者ご自身で契約していただきます。**
- 7, 共同生活をする上で、他の居住者などに迷惑をかけないよう、ルールやマナーをお守りください。
- 8, **建物の清掃、中低木の植栽管理は入居者で行っていただきます。**
- 9, **エントランス、階段、廊下、集会室（談話室）、敷地内通路等の共用部での喫煙はできません。また、専用使用部分であっても各住戸のベランダ（バルコニー）での喫煙はできません。**
- 10, **部屋の照明設備について**
玄関・フロ等、一部箇所には照明器具が備わっていますが、それ以外は入居者に用意していただきます。入居後の電球の取替えは、すべて入居者の負担です。

個人情報取扱について

世田谷区営住宅等窓口センター プライバシーポリシー ～個人情報保護方針～

1. 当窓口センターは、業務上の個人情報の取り扱いにおいて「個人情報の保護に関する法律」はもとより、個人情報の保護に関連するその他の法令、指針、その他の規範を遵守いたします。
2. 当窓口センターは、この宣言を実行するための個人情報保護マネジメントシステムを確立し、継続的に改善・維持してまいります。
3. 当窓口センターは、個人情報保護マネジメントシステムの継続的改善および個人情報の適切な保護のために、「個人情報保護に関する規程」を定め、当社従業員、その他関係者に周知徹底させて実行し、改善・維持してまいります。
4. 当窓口センターは、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えいなどを防止するため、「情報セキュリティに関する規程」を定め、不正アクセス対策、コンピュータウィルス対策等適切な情報セキュリティ対策を講じ、是正してまいります。
5. 当窓口センターは、個人情報の取得にあたり、適法かつ公正な手段によって行い、不正な方法により取得しないことはもちろん、個人情報の主体であるお客様等から、利用目的を明確にした上で、原則として同意をとり、当社インターネットホームページに必要事項を公表し、目的外の利用はいたしません。また、目的外の利用をしないために適切な措置を講じます。

個人情報の保護に関する法律に基づく公表事項について

6. 当窓口センターは、個人情報を間接的に取得する場合、取得する個人情報について、提供者がお客様から適正に取得したものであるかどうかを確認し、契約上の手当てをします。又、当社インターネットホームページに個人情報の利用目的等の必要事項を公表し、目的外の利用はいたしません。
7. 当窓口センターは、お客様が自己の個人情報について、開示、訂正、使用停止、消去等の権利を有していることを確認し、お客様からのこれらの要求に対して遅滞なく応じます。
8. 当窓口センターは、業務を委託するために個人情報を第三者に預託する場合、当該第三者について調査し必要な契約を締結し、その他法令上必要な措置を講じます。

高齢者借上げ集合住宅(高齢者2人用)

申請書の書き方 (太線内を書いてください。申請書の裏面も記入してください。)

注意 消せるボールペンでの記入は、不可。

第1号様式(第5条関係)

令和2年11月5日

世田谷区立高齢者借上げ集合住宅使用申請書

世田谷区長 へ

重複申請、収入超過、記入もれ、記入誤りなどがあると当選しても失格になります。

※太線枠内を必ず記入すること。

※消せるボールペンでの記入は不可。

玉堤住宅	組	番
必ず記入すること。申請できるのは1カ所だけです。		
記入しないでください。		

申請者	住所	世田谷区世田谷4-21-27-102 けやき荘
	氏名	世田谷太郎 男・女
	生年月日	昭和11年7月9日(84歳)
	電話	(5432) 1111

次のとおり世田谷区立高齢者借上げ集合住宅の使用を申請します。

なお、この申請書の記載内容が事実と相違するとき、又は申請者(現に同居し、又は同居しようとする者を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であるときは、使用予定者の決定を取り消されても異議ないことを誓約します。

また、承認の上は、申請者(同居する者を含む。)が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約します。暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁に照会することに同意します。

収入をご記入ください(所得額ではありません)。

同居者	氏名	世田谷花子		
	生年月日	昭和13年7月21日(82歳)	続柄	妻
居住の状況	1 借家 2 借間 ③ 民間アパート 4 持家 5 その他()			
健康状態	① 健康である。 2 弱い方である。		日常生活の状況	① すべて自分でできる。 2 他の援助を受けている。
収入の種類	① 年金 2 勤労 3 生活保護 4 その他 (世帯合計の前年の収入額 1,600,000 円)			
区内に住み始めた時期	昭和60年4月から(申請者) 昭和60年4月から(同居者)			
申請理由	1 立退きを迫られている(年 月までに)。 2 家賃が高い(月額 円)。 ③ 老朽化している(木造)・プレハブ・鉄筋 築30年)。 4 その他()			
備考				

No1

63円切手の貼ってないもの、不足しているものは
審査結果の通知をしません。

郵便はがき

郵便はがき

63円切手を
必ずはつて
ください。

154-0017

63円切手を
必ずはつて
ください。

154-0017

住所 東京都世田谷区
世田谷4-21-27-102 けやき荘
様方

住所 東京都世田谷区
世田谷4-21-27-102 けやき荘
様方

氏名 世田谷 太郎 様

氏名 世田谷 太郎 様

〒158-0097 世田谷区用賀4-13-3 ハイマートピア用賀2F
 ㈱東急コミュニティー
 世田谷区営住宅等窓口センター
 ☎03-6805-6523

〒158-0097 世田谷区用賀4-13-3 ハイマートピア用賀2F
 ㈱東急コミュニティー
 世田谷区営住宅等窓口センター
 ☎03-6805-6523

玉堤住宅

抽選番号 組 記入しないでください。 番

玉堤住宅

抽選番号 組 記入しないでください。 番

No2 太線内を書いてください。

No3 太線内を書いてください。

③ 外側にして折ってください (切りはなさないこと)

② 外側にして折ってください (切りはなさないこと)

申請書整理票

太線内を書いてください。

左の四角の中に氏名のフリガナの最初の二字を書き入れてください。
 たとえば セタガヤ ハナコ なら セ タ と書いてください。

フリガナ	セタガヤ タロウ	申請者の勤務先名、所在地(現在働いている職場)
氏名	世田谷 太郎	名称 厚生年金 電話 ()
住所	世田谷区 世田谷 4-21-27-102 けやき荘	所在地

玉堤住宅

抽選番号 組 記入しないでください。 番

住宅に入ろうとする家族	氏名	続柄	性別	満年齢	職業	現住所
1	世田谷 太郎	申請者 (本人)	男・女	84歳	厚生年金	世田谷 市部
2	世田谷 花子	妻	男・女	82歳	厚生年金	世田谷 市部

年金・恩給を受けている方は、その種類を記入してください。また、生活保護を受けている方は、生活保護受給中と記入してください。

※裏面の1.と2.についても必ず記入してください。

No4

■ 申込から入居まで

申 込 期 間 申込書受付期間内に世田谷区営住宅等窓口センターに郵送で届いたものに限り受け付けます。



抽選番号の通知 令和2年11月19日(木)頃に発送する予定です。



抽 選 新型コロナウイルスの感染拡大防止として、会場での抽選会は行いません。
(抽選後、世田谷区営住宅等窓口センター、区役所住宅管理課のホームページに抽選結果を掲示します。)



抽選結果の通知 令和2年12月1日(火)頃に発送する予定です。

落選 ← ↓ (当選者 = 資格審査対象者)

入居資格審査 資格審査対象者には審査に必要な書類を世田谷区営住宅等窓口センターに郵送していただき、面接により審査します。
(令和2年12月下旬予定)
なお、資格審査は原則として本人に來所していただきます。



結果の通知 令和3年1月18日(月)頃に発送する予定です。

失格 ← ↓ (合格者)

入 居 手 続 入居開始予定日の前日までに、入居手続きをし、鍵をお渡しします。



入 居 入居開始日(3月1日)から15日以内にご入居ください。

(注) 入居許可日から30日以内に、住民票を提出していただきます。

― 申込み後、住所の変わる方へ ―

- 抽選番号と抽選結果の通知のハガキは、最寄りの郵便局に連絡してハガキを転送してもらってください。当課に連絡されても、住所変更はいたしません。
- 審査対象者および補欠者となられた方は、ハガキに ① 募集時期 ② 申請区分番号 ③ 抽選番号 ④ 旧住所 ⑤ 新住所 ⑥ 申込者名を記入して、

〒158-0097
世田谷区用賀4-13-3
ハイマートピア用賀2階
株東急コミュニティー
世田谷区営住宅等窓口センター

あてにお送りください。

― 補欠者の繰上げ ―

資格審査により失格者が出た場合、抽選で補欠となった方を順位に従って繰り上げ、資格審査を行います。

なお、繰上げとならなかった方への連絡はいたしません。

※補欠者の権利は、申請区分の入居が完了した時点で、その効力を失います。

株東急コミュニティー
世田谷区営住宅等窓口センター

〒158-0097 世田谷区用賀4-13-3
ハイマートピア用賀2階
電話 03(6805)6523

ホームページアドレス：
<http://setagayakueijutaku.jp/>



古紙配合率70%再生紙を使用しています